【庁議記録】

1 日 時 令和6年10月15日(火)午前8時55分~午前9時9分

2 場 所 市長公室

3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長

総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長

環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長

幹 事 政策室長

4 欠席者

5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項はありませんので、報告事項1「文書管理の監査結果について」を報告してください。

部 長 8月から9月にかけて、狛江市文書管理規則第73条第1項の規定により 令和5年度の文書管理を対象とする監査を実施しました。

令和6年度の文書監査においては、文書管理点検票の自己判定は例年どおり行い、これに加え、5月28日に国の個人情報保護委員会の監査があったため、本指導事項を踏まえ、個人情報の保護に関する法律第66条に基づく安全管理措置のうち、委託先の事業者への管理監督が適切になされているかという点について、主に文書主義に基づき書面の取り交わしが適切になされているかを実地監査により確認しました。詳細は資料のとおりです。

なお、監査結果については、狛江市文書管理規則第73条第3項の規定に 基づき、狛江市行政不服審査会に報告しており、11月15日より市民に公表 します。

全庁的にお願いしたいこととしては、個人情報を取扱う業務を委託する際には「個人情報を委託先に渡す際及び返却(又は委託先にて廃棄)した際に取り交わす文書類」「再委託がなされた場合には、その申請書の収受と承認書の起案」「年1回を目途に行うとしている委託先の実地検査の実施状況とその時のヒアリングシートの収受又は実地検査に行かなかった場合はこれに代わる写真等の収受」は漏れのないよう、取り交わすようお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 指摘事項については、契約書に記載している事項であるため、契約書を確認し、徹底するようお願いします。

市 長 次に、報告事項2「認証保育所木下の保育園和泉多摩川の閉園について」 を報告してください。 部 長 現在、小田急線和泉多摩川駅の高架下にある認証保育所の木下の保育園和泉多摩川について、運営法人より、令和6年度末で閉園となる旨の通知がありました。経緯としては、小田急線鉄道高架橋耐震補強工事の実施に伴い、令和9年4月以降の賃貸借契約が継続できず、当該建物は取壊しを計画されていること及び保育所設備の老朽化も進んでいるなか、取壊しが決まっている状況で再投資も難しいという状況に鑑み、令和7年4月1日付けで廃止するというものです。

なお、令和6年度末で卒園予定の園児を除く在園児については、市内在住児童が7人ですが、引き続き当該保育園への通園を希望していた方の受け皿については、系列園の認証保育所木下の保育園狛江で確保するよう協議しています。また、待機児解消の取組として、他の認可保育園での定員の変更や弾力化等により、1・2歳児の受入数の確保に努めます。

市 長 続いて、報告事項3「多摩川住宅地区地区計画の変更に関する原案説明会 の開催について」を報告してください。

部 長 8月27日庁議で報告した、調布市域のハ号棟における多摩川住宅地区地 区計画の変更について、この度、変更原案を取りまとめ、11月1日及び2日 に原案説明会を開催します。

> 周知については、広報こまえ10月15日号、市報ちょうふ10月20日号に 掲載するとともに、チラシを多摩川住宅地区内に個別配布します。

> なお、建替え中のホ号棟及び二号棟については、所有者の現在の住まいへ チラシを郵送し、周知します。また、原案説明会と同時に、都市計画法第 16 条に基づく都市計画原案の縦覧と意見書の提出期間を設けます。

> 都市計画原案の縦覧は、11月1日から14日まで、原案に対する意見書の提出期間は、11月1日から21日までとします。原案説明会後のスケジュールは、1月に都市計画審議会と地区計画(案)の公告・縦覧を行った後、3月開催予定の狛江市都市計画審議会へ諮問した上で、都市計画変更の告示を行う予定です。

副市長 ハ号棟は調布市側ですが、広報での周知について、市報ちょうふでの周知 が広報こまえでの周知より後になってしまうことは、問題ありませんか。

部 長 了承済みです。

市長その他ありますか。

部 長 7月23日の庁議においてお知らせしました、東京ガスエンジニアリング ソリューション株式会社のネットワークへの不正アクセスにより、同社及び 東京ガスの法人事業分野のサーバーに保管されている個人情報について流 出の可能性がある件についての続報がありました。流出した可能性のある個 人情報は、これまで東京ガス又は東京ガスエンジニアリングサービスと取引 のある法人等の情報で、会社名、氏名、業務上使用している住所、電話番号、 メールアドレス等の名刺に記載されている情報で、市職員の情報も含まれる とのことです。

同社が個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護委員会に報告するとともに、第三者専門機関による調査を実施した結果、個人情報が流出した痕跡は確認されず、不正利用等の二次被害も確認されていないとのことですが、流出した可能性を完全に否定できないことから、同法第 26 条第 2 項に基づき、対象の方にお詫びとお知らせの通知を行うとのことです。不審な連絡等には十分に注意をお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 「市民グランド入口バス停」の移設についてです。市民グランド東側の丸山通り沿いの「和泉本町二丁目宅地造成工事」に伴い、10月16日の始発より、市民グランド入口バス停が南側に約40m移設されます。市民グランドバス停の利用路線については、「こまバス北回り」と「狛江ハイタウン折返場〜喜多見駅」となります。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月22 日午前9時00分から開催します。